

国勢調査に基づく
人口集中地区以外

～「移住するなら京都」推進事業～
(京のふるさと暮らし体験推進事業 滞在型農山漁村体験施設整備事業)

京都府

< 特定地域型 >

農家民宿開設の助成

農林漁業体験民宿の開設に必要な施設整備等について、以下の補助金を活用することができます。

1 補助対象者の要件

< 事業実施主体 >

農林漁業者等であって、農村・山村・漁村滞在活動に必要な役務（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則第2条に定める役務）を提供できる者

< 実施要件 > (①～⑥を全て満たしていること)

- ① 本事業に係る施設の所在地が官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口集中地区の区域以外の地域に所在していること
- ② 当該施設の所在地が海の京都・森の京都・お茶の京都の3つの京都エリア内（※）かつ以下に掲げるいずれかの地域又は区域内であること
 - ア 共に育む「命の里」事業実施地域
 - イ 京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例に定める移住促進特別地域
 - ウ 農村型小規模多機能自治推進事業実施地域
 - エ 「農・観」連携地域コミュニティ応援事業実施地域
 - オ 農村型地域運営組織モデル形成支援事業実施地域
- ③ 本事業に係る施設に事業実施主体が居住していること
- ④ 本事業に係る施設の所在地の共に育む「命の里」事業、農村型小規模多機能自治推進事業、「農・観」連携地域コミュニティ応援事業の事業実施主体若しくは農村型地域運営組織モデル形成支援事業の事業実施主体又は「京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例」に定める移住促進特別区域の空き家及び農地の活用による移住の促進及び地域の活性化に関する取組の実施主体から本事業実施に係る同意が得られていること
- ⑤ 旅館業法に基づく営業許可取得後、事業完了年度を含む5年間継続して宿泊受入を実施すること
- ⑥ 事業完了年度の翌年度末までに旅館業法に基づく営業許可を取得すること

※京都市右京区京北、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町

2 補助金の対象となる経費

農林漁業金又は同一の部位に対する改修等に係る体験民宿を開設し、宿泊体験を提供するのに必要な施設の改修、安全設備の整備及び宿泊体験の運営に必要な農園等の整備に要する以下の経費

ただし、国や地方公共団体から農山漁村地域での宿泊を伴うサービス提供を促進するための補助金が付されたことがない場合に限る。

なお、宿泊体験を行う部屋以外の改修や快適装備（客室等のテレビ、エアコン、洗濯機等）の整備に要する経費、用地取得費用及び補償費は事業の対象外とする。

- ① 宿泊体験に必要な家屋の改修工事（トイレ、浴室、台所等）に要する経費
- ② 事業に必要な安全設備機器類（防火器具、避難誘導器具等）の整備に要する費用
- ③ 宿泊体験の運営に必要な農園等の整備に要する費用

3 補助率・補助額

補助対象経費の1/2以内

ただし、上限150万円以内

(※予算の範囲内での交付となります。)

お問い合わせ先

区域	窓口	連絡先
京都市、向日市、長岡京市、大山崎町	京都府 農林水産部 農村振興課 移住・定住促進係	TEL : 075-414-4900 E-mail : noson@pref.kyoto.lg.jp
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	京都府 丹後広域振興局 地域づくり振興課 企画活性化係	TEL : 0772-62-4316
福知山市、舞鶴市、綾部市	京都府 中丹広域振興局 地域づくり振興課 企画活性化係	TEL : 0773-62-2505
亀岡市、南丹市、京丹波町	京都府 南丹広域振興局 地域づくり振興課 企画活性化係	TEL : 0771-22-0153
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村	京都府 山城広域振興局 地域づくり振興課 企画活性化係	TEL : 0774-21-2186

①手続きの流れ

1	事業計画の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の事業計画書に以下の資料を添付して京都府に提出してください。 (1) 本事業に係る施設の所在地の共に育む「命の里」事業、農村型小規模多機能自治推進事業、「農・観」連携地域コミュニティ応援事業の事業実施主体若しくは農村型地域運営組織モデル形成支援事業の事業実施主体又は京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例に定める移住促進特別区域の空き家及び農地の活用による移住の促進及び地域の活性化に関する取組の実施主体の本事業実施に係る同意書 (2) 経営状況に関する資料 確定申告書の写し（受付印のあるもの直近1期分） (3) 事業実施場所の位置図 (4) 整備場所の現況写真 (5) 計画図面（工事予定箇所及び工事内容を明記すること） (6) 見積書（工種ごとの内訳）、カタログ等 (7) 整備する施設、土地の所有者が事業実施主体と異なる場合は所有者との貸借契約書の写し (8) 府税納税証明書又は府税納税確認の同意書
2	事業計画の承認	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府が、事業計画の内容を確認し、可否をお知らせします。
3	補助金の交付申請	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付申請書に承認を受けた事業計画書と口座振替依頼書を添付して京都府に提出してください。
4	補助金の交付決定	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府が補助金交付の可否をお知らせします。
5	事業着手	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付決定後に事業に着手してください。（やむを得ず交付決定前に着手する必要がある場合は、必ず京都府に事前にご相談ください。）
6	実績報告	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の実績報告書に、以下の資料を添付して京都府に提出してください。 (1) 完成図面 (2) 工事等写真（工事前、工事中、工事完了） (3) 工事等代金明細書 (4) 財産管理台帳 (5) 工事代金の口座振込証明書 (6) 領収書の写し (7) その他参考資料
7	実施状況の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・事業完了年度を含む5年間において毎年度実施状況報告書を作成し、翌年度の4月末日までに、知事に提出してください。

②留意事項

- ・補助金の交付決定後、申請内容の変更をする場合は、変更承認申請書に必要な書類を添付して京都府に提出し、承認を受けていただくことになります。
- ・虚偽の申請その他不正な手段により支援金の交付決定を受け、又は支援金の交付を受けたときは、その決定を取り消し、又は支援金を返還していただく場合があります。